

能登七尾地域循環共生圏づくり実施事業仕様書

1. 業務の名称

能登七尾地域循環共生圏づくり実施事業

2. 業務の目的

七尾街づくりセンター株式会社(以下、当社)は、環境省が公募する「平成 31 年度 地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体」に選定され、地域環境共生圏のモデル地域として注目されている。

そこで、七尾市の地域循環共生圏の実現に向け、当社と一緒に本事業の主体として能登七尾地域独自の取り組みを進めていくパートナーを募集する。具体的には、SDGsの推進、地域における人づくり、地域資源を掘り起こしと活用、地域循環共生圏のイメージのブランド化や広く世間に発信を行うなど、環境基本計画や地域循環共生圏に沿った取り組みを進める意欲ある団体に委託する。

3. 活動内容

地域循環共生圏の考え方に沿った形の活動であること。

4. 参加協力

当社が実施する能登七尾地域循環共生圏づくりのビジョン会議(4回程度)に参加すること。

5. 報告書の提出

活動完了後に実施した活動内容について、「能登七尾地域循環共生圏づくり実施事業報告書」として、PDF データで提出する。

提出期限：2020年2月28日

6. 委託期間

契約締結の日から2020年2月28日まで

7. 委託予定金額

200千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

8. 委託金額の支払

(1) 支払時期：事業報告書を提出した業務完了後の支払いとする。

- (2) 支払元：環境省発注の「令和元年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務」において当社が連携する「いであ株式会社」(本社:神奈川県横浜市都筑区早渕 2-2-2)より支払うこととする。

9. 情報のセキュリティの確保

守秘義務の厳守。受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は事故の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

10. 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、七尾街づくりセンターや関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。
- (2) 業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、七尾街づくりセンターと協議の上、決定するものとする。
- (3) 業務を円滑に運営するために、協議により追加、修正、削除することがある。
- (4) 成果品についての物権及び著作権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、七尾街づくりセンターに帰属する。